# 利尻富士町滞在型観光大型バス移入等支援事業募集要領

~フェリー積載の団体バスツアー、島内の貸切バス利用団体ツアーを支援します!~

ポストコロナ社会における観光振興を目的に、離島という地理的なハンデを補い、旅行業者が適切な感染症対策のもとで観光ツアーを催行するため、「バスにおける新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン」及び「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」を遵守する観光バスツアーに対し、予算の範囲内で助成を行うことで、「新しい生活様式」の実践による誘客に取り組みます。

## 【支援内容】

バスをフェリーに積載し鴛泊港上陸又は出発する団体旅行 一律 5 万円 島内にてバスを貸切りし催行する団体旅行 一律 1 万円

## 【支援条件】

- (1) 利尻富士町内の宿泊施設に宿泊すること。
- (2)「バスにおける新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン」「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」を遵守する団体旅行であること。
- (3) 旅行業法(昭和27年法律239号)に基づく登録旅行業者で、日本の事業者で あること。
- (4) 団体旅行が特定の政治及び宗教活動を目的としていないこと。
- ※「団体旅行」とは単体のツアーで10人以上が参加するものとします。

## 【事業募集期間】

- (1) 8月1日利尻島上陸の団体旅行から11月1日利尻島出発の団体旅行まで
- (2) 募集期間中に予算額を上回る申請があった場合は、予算の範囲内で交付決定額を調整することがあります。
- (3) 募集期間内の申請が予算額に達しなかった場合、再度募集を行うことがあります。
- (4) 本事業は予算額に達し次第終了いたします。

## 【申請から交付まで】

- (1) 下記募集期間内に「助成金交付申請書」を提出して下さい。
  - ※催行が決定している団体旅行に限ります。
  - ※複数回、団体旅行を催行する場合一括申請を認めます。
- (2) 申請内容を審査し、適当と認めた場合、「交付決定書」を発行します。
- (3) 団体旅行催行後2週間以内に、「宿泊証明書」等必要書類を添付し「実績報告書」を提出して下さい。
  - ※複数の団体旅行を催行し一括申請している場合は、最終ツアー催行後2週間以内とします。
- (4) 実績内容を審査し、適当と認めた場合、指定口座に助成金を振込いたします。

## 【申請書提出先】

利尻富士町観光協会 (〒097-0101 利尻富士町鴛泊字港町 海の駅おしどまり内) e-mail:rishirifuji.info@gmail.com FAX 0163-82-1837(本書は後日送付要)

## 【お問合せ先】

利尻富士町役場産業振興課商工観光係 吉田·森(TEL0163-82-1114 FAX0163-82-1373) 利尻富士町観光協会 川並・葛西(TEL0163-82-2201 FAX0163-82-1837)